社保審-介護給付費分科会	
第145回(H29.8.23)	資料1

現状・課題

1. 「自立」の概念について

- 介護保険法において、「自立」の概念については、
 - ・介護等を要する者が、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」こと
 - ・介護保険の保険給付は、「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう」行われなければならないこと
 - ・保険給付の内容及び水準は、「被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」こと

とされている。(参考資料 P1)

〇 「自立」の概念については、どういった観点に着目するかによって様々な捉え方が考え得る。例えば、世界保健機関(WHO)の国際生活機能分類(ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health))は、生活機能と障害を「心身機能・身体構造」と「活動・参加」に分類しており、高齢者リハビリテーションにおいては、この考え方に基づき、「自立」に向けたアプローチとして、生活機能や時間軸のそれぞれの段階に対し、上記の観点から異なるアプローチを行っている。(参考資料P2、3)

現状・課題

2. 介護サービスの質の評価に関するこれまでの議論について

- 〇 自立支援に関する事業者の取組の評価について、これまでも社会保障審議会介護給付費分科会においては、介護サービスの質の評価のあり方として議論を行っており、複数年にわたり調査研究事業等を実施し、検討を重ねてきた。(参考資料P4)
- これらの議論によれば、介護サービスの質の評価については、ストラクチャー、プロセス、アウトカムの3つの視点に分類でき、特に、「より効果的・効率的な介護サービスの提供に向けた取組を促すには、利用者の状態改善等のアウトカム(結果)の観点からの評価を活用することが適している」とされている。

実際に、平成18年度改定では介護予防通所介護等において事業所評価加算が導入され、平成24年度改定では介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能加算が導入され、平成27年度改定では訪問リハビリテーション等において社会参加支援加算が導入されるなど、アウトカム評価について順次導入されてきた。(参考資料P5~11)

- 一方、介護報酬にアウトカム評価を導入する際の課題として、
 - ・居宅サービスの利用者は、様々なサービスを組み合わせて利用している場合が多く、要介護度や 自立度等の指標が改善したとしても、提供される介護サービスの中のどのサービスが効果的で あったかの判断が困難であること
 - 事業者がアウトカムの改善が見込まれる高齢者を選別する等、いわゆるクリームスキミングが起こる可能性があること

なども指摘されている。(参考資料 P 5 、 6 、12~14)

現状・課題

3. 介護サービスの質の評価を行う際の指標について

- 介護サービスの質の評価を行う際の指標については、平成21年度介護報酬改定に関する審議報告では、「各サービスの報酬・基準見直しの基本方向」として、「サービスの質の評価が可能と考えられる指標について早急に検討を進める」こととされ、その後の平成24年度介護報酬改定に関する審議報告では、「基本的な考え方」として、
 - ・要介護度等の変化を介護報酬上評価することについて要介護度等は様々な要因が複合的に関連した指標であり、その変化には時間がかかるとともに、利用者個人の要因による影響が大きいとの指摘がなされたこと
 - ・しかしながら、介護サービスの質を向上させることは、大変重要な課題であるため、まずは、要介護認定データと介護報酬明細書(レセプト)データを突合させたデータベースの構築を図るなどの手段により、具体的な評価手法の確立を図ること

が挙げられた。(参考資料 P 4)

- 〇 その後、平成27年度介護報酬改定に関する審議報告では、「今後の課題」として、
 - ・介護保険制度におけるサービスの質については、統一的な視点で、定期的に、利用者の状態把握 を行い、状態の維持・改善を図れたかどうか評価することが必要であること
 - ・各サービス提供主体で把握すべきアセスメント項目、その評価手法及び評価のためのデータ収集 の方策等の確立に向けた取組を行うこと

が指摘され、平成28年度の改定検証研究では、要介護者の状態と要介護者の状態を悪化させる事象 (褥瘡等)の起こりやすさとの間に関連があることが明らかとなっている。(参考資料 P 4 、15)

現状・課題

4. 自立支援に向けた事業者へのインセンティブについて

- 平成28年11月の未来投資会議においては、現行の介護報酬においては、要介護度の改善に伴って報酬単価が低くなることがあり、要介護者の状態を改善させることで事業所の収入が減少することがあるため、その取組に対するディスインセンティブが生じているとの指摘があり、自立支援よって要介護度を改善させた事業所に対してインセンティブ措置を導入すべきとの意見が出された。(参考資料P16、17)
- 〇 その後、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)においては、「次期介護報酬改定において、効果のある自立支援について評価を行う。」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)においては、「自立支援に向けた介護サービス事業者に対するインセンティブ付与のためのアウトカム等に応じた介護報酬のメリハリ付け(中略)について、関係審議会等において具体的内容を検討し、2018年度(平成30年度)介護報酬改定で対応する。」とされた。(参考資料P18~20)
- 〇 一方で、利用者の意に反して身体的な自立を強いるような自立支援については懸念する声がある。 (参考資料 P 21)
- 〇 なお、一部の地方自治体においては、独自に要介護度の改善等を評価項目として事業所に対する インセンティブを付与する取組を導入している例がある。(参考資料 P 22)
- 〇 さらに、こうした議論を踏まえ、現時点で自立支援等に関してどのような知見がどの程度蓄積されているのかを把握することを目的として、老人保健健康増進等事業「自立に資する介護に関する調査研究事業」において、科学論文等の情報収集を行っており、今後、精査することとしている。(参考資料P23)

論点

- 〇 「自立」の概念について、どのように考えるか。
- 〇 個別サービス事業所の質の評価や個別サービスの質の評価について、ストラクチャー、プロセス、 アウトカム等の観点から、どのように考えるか。
- 〇 自立支援に向けた事業者へのインセンティブ付与の方法について、どのように考えるか。